

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

定期監査(中・後期)(28監査第241号)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和2年度の措置状況	担当課	
<p>2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの</p>	<p>国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金、児童扶養手当返納金及び保育料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。また、下水道使用料、し尿処理手数料及び保育所利用者負担金については延滞金を徴収していなかった。 法令等に基づき、適正に徴収されたい。</p>	<p>保育料に対する督促手数料及び延滞金、保育所利用者負担金に対する延滞金については、平成28年度滞納整理マニュアルを作成し、現在詳細規程等を準備している。準備ができ次第、条例等に基づき徴収等を実施する。 H29.6.5</p>	<p>延滞金の徴収に必要な事務処理手続を進め、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき、令和3年度から徴収を実施することとした。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>
<p>第5 意見 (4) 適正な事務の執行について</p>	<p>定期監査では、一部に例年同様の指摘が繰り返されており、また、市税、介護保険料等においては、賦課誤りなどのミスが発生している状況が見られた。これまで個々のミスを全庁的な問題として捉えていなかったこと、職員の認識が希薄で、自発的改善や所属内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが一因である。 本市においても、それらの重要性を職員一人一人が再認識するとともに、実効性が発揮されるよう内部統制の充実に努められたい。 行政が担う事務は複雑・多様化し、更に事務処理に一層の正確さと迅速さが求められる中で、職員数の減少による負荷が増大するなど、業務におけるリスクの拡大が懸念されている。そのリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を担保する体制の整備を早急に進める必要がある。そのため、事務等の執行が法令に基づき適正に行われることを確保するためのチェック体制の強化とともに、不正や業務上のミスなどを未然に防止し、起こってしまった場合でも迅速かつ適切に対処できる体制の構築に全庁挙げて取り組まれたい。 なお、内部統制の強化等については、地方自治法の改正が予定されている。</p>	<p>適正な事務の執行については、事務担当者会議において、注意喚起を図るほか、各所属においては事務処理ミス等防止対策の話し合いを職場研修として実施することとしている。 また、リスク管理意識を維持するため、職場研修推進委員への研修においても継続的に説明を行う予定である。 平成29年7月には、副市長をトップとした事務処理適正化対策委員会を発足させ、事案に対する具体的な対策を講じている。 なお、地方自治法の改正による内部統制については、検討していく。(30庶第114号H30.6.4)</p>	<p>国が示す内部統制の枠組みを参考に既存の事務処理適正化対策委員会の機能を拡充し、基本方針の策定や所属別リスク管理表を作成するなど、事務処理ミス防止に向けた仕組みを導入した。</p>	<p>庶務課、職員課、職員研修所、行政管理課</p>